

様式 1

国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則(平成29年国土交通省令第65号)第1条第1号及び第3号の規定に基づき、非常用照明器具の設置方法及び火災その他の災害が発生した場合における宿泊者の安全の確保を図るために必要な措置に関するチェックリスト
 [平成29年国土交通省告示第1109号に規定する必要な措置]

届出住宅の所在地		不動産番号	
----------	--	-------	--

1. 届出住宅の条件等

(A-1) 届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の一戸建ての住宅又は長屋	(A-2) A-1以外の一戸建ての住宅又は長屋	(B-1) 届出住宅に届出者が居住し不在とならず、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下の共同住宅又は寄宿舍	(B-2) B-1以外の共同住宅又は寄宿舍
---	-------------------------	---	-----------------------

B-1の場合は本チェックリストの作成不要

2. 告示第一についての措置状況

適用の対象となる届出住宅	届出住宅の条件等がA-2であるもの 届出住宅の条件等がB-2であるもの
--------------	--

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
A 非常用照明器具に関する措置		
一 建築基準法施行令第126条の5に規定する技術的基準に適合する非常用の照明装置とすること (告示第一第1号)	適合 非適合	
二 設置場所 宿泊室及び当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(採光上有効に外気に開放された部分は除く)に設けること 但し、次に該当する建築物の部分にあっては、この限りではない、 平成12年建設省告示第1411号に定める建築物の部分 (告示第一第2号)	該当部分に設置あり適合 該当部分に未設置で非適合	未設置部分が、但書に該当で適合 未設置部分が、但書に非該当で非適合
	該当 非該当	

3. 告示第二についての措置状況

告示第二第1号の措置について

適用の対象となる届出住宅	届出住宅の条件等がA-2であるもの
	届出住宅の条件等がB-2であるもの

複数の宿泊室に複数のグループが同時に宿泊する	(告示第二第1号)	該当	非該当
------------------------	-----------	----	-----

同一の届出住宅内の2以上の宿泊室に、複数の宿泊者を同時に宿泊させる(上記が該当である)場合には、次のB又はCに掲げる措置を講じること。

但し、自動火災報知設備等の設置に関し、以下の一かつ二に該当する場合はこの限りではない。 B及びCの措置の確認は不要

一 避難通路について

宿泊者使用部分を平成26年国土交通省告示第860号各号のいずれかに該当するものとする	(告示第二第1号本文但書前段)	適合	非適合
--	-----------------	----	-----

二 自動火災報知設備等について

以下の 又は に該当すること			
宿泊者使用部分の各居室に消防法施行令第21条に基づき自動火災報知設備が設置されていること	(告示第二第1号本文但書後段)	適合	非適合
宿泊者使用部分の各居室に特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令に基づき特定小規模施設用自動火災報知設備が設置されていること		適合	非適合



一または二について非適合の場合は、以下のB及びCの確認

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
B 防火の区画等に関する措置		
<p>一 宿泊室と当該宿泊室から地上(届出住宅が共同住宅の住戸である場合にあっては、当該住戸の出口)に通じる部分(以下「当該部分」という。)を建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p>(告示第二第1号イ(1))</p> <p>適合</p> <p>(当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p>非適合 → 但書該当部分あり適合</p> <p>但書該当部分なし(非適合)</p> <p>該当部分あり 該当部分なし</p>	<p>但書該当部分あり適合</p> <p>但書該当部分なし(非適合)</p> <p>(当該部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>
<p>二 4以上の宿泊室が相接する場合に、3室以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に達せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p>(告示第二第1号イ(2))</p> <p>(4以上の宿泊室が相接)</p> <p>該当あり 該当なし</p> <p>適合</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p>非適合 → 但書該当部分あり適合</p> <p>但書該当部分なし(非適合)</p> <p>該当部分あり 該当部分なし</p>	<p>但書該当部分あり適合</p> <p>但書該当部分なし(非適合)</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
<p>三 相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超の場合に、100㎡以内ごとに建築基準法第2条第7号の2において規定する準耐火構造の壁で区画し、当該壁を小屋裏又は天井裏に連せしめること</p> <p>但し、次に該当する部分にあっては、当該壁を小屋裏又は天井裏に連せしめることを要しない</p> <p>建築基準法施行令第112条第4項各号のいずれかに該当する部分</p>	<p>(相接する2以上の宿泊室の床面積の合計が100㎡超)</p> <p>該当あり 該当なし</p> <p>適合</p> <p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p> <p>非適合 → 但書該当部分あり適合 但書該当部分なく非適合</p> <p>該当部分あり 該当部分なし</p> <p>(告示第二第1号イ(3))</p>	<p>(当該区画部分の壁を、給水管、排水管その他の管、換気、暖房又は冷房設備の風道が貫通する場合は、下記の四又は五の適合を確認)</p>
<p>四 給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通する場合には、建築基準法施行令第114条第5項において準用する同令第112条第20項の規定に適合すること</p>	<p>(給水管、配電管その他の管が、一から三までの壁を貫通)</p> <p>該当あり 該当なし</p> <p>適合</p> <p>非適合</p> <p>(告示第二第1号イ(4))</p>	
<p>五 換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通する場合に、建築基準法施行令第114条第5項において読み替えて準用する同令第112条第21項の規定に適合すること</p>	<p>(換気、暖房又は冷房の設備の風道が、一から三までの壁を貫通)</p> <p>該当あり 該当なし</p> <p>適合</p> <p>非適合</p> <p>(告示第二第1号イ(5))</p>	
<p>C スプリンクラー設備等の設置に関する措置</p>		
<p>一 宿泊室に建築基準法施行令第112条第4項に規定する自動スプリンクラー設備等が設置されていること</p>	<p>(告示第二第1号ロ)</p> <p>適合 非適合</p>	

告示第2第2号関係

適用の対象となる届出住宅	届出住宅の条件等がA-1であるもの
	届出住宅の条件等がA-2であるもの

講じる措置	措置の状況	状況の補足説明等
D 届出住宅の規模等に関する措置		
一 宿泊室の床面積の合計について		
<p>2階以上の各階における宿泊室の床面積の合計を100㎡(建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部が準耐火構造である場合(同条第9号の2に規定する特定主要構造部が耐火構造である場合を含む)又は主要構造部が同条第9号に規定する不燃材料で造られている場合は200㎡)以下とすること</p> <p>但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない</p> <p>当該階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段を設けるもの</p>	<p>(告示第2第2号イ)</p> <p>床面積合計()㎡</p> <p>(上記面積が100㎡又は200㎡超の場合は以下の適合を確認)</p> <p>適合</p> <p>非適合</p>	
二 宿泊者使用部分の床面積の合計について		
宿泊者使用部分の床面積の合計		
<p>床面積の合計を200㎡未満とすること</p> <p>但し、次の、に掲げるものにあつては、この限りではない</p> <p>届出住宅が、建築基準法第2条第9号の3イに該当する建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む)又は同号ロに該当する建築物であること</p> <p>以外の場合であつて、宿泊者使用部分の各居室の壁(床面からの高さが1.2m以下の部分を除く)及び天井(天井のない場合においては屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く)の仕上げを建築基準法施行令第128条の5第1項第1号に掲げる仕上げと、当該居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、同項第2号に掲げる仕上げとするもの</p>	<p>(告示第2第2号ロ)</p> <p>床面積合計()㎡</p> <p>(上記面積が200㎡以上の場合には以下ののと の適合を確認)</p> <p>(告示第2第2号ロ(1))</p> <p>適合</p> <p>非適合</p> <p>(告示第2第2号ロ(2))</p> <p>適合</p> <p>非適合</p>	

講 じ る 措 置		措 置 の 状 況	状 況 の 補 足 説 明 等
各階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を200㎡以下(地階にあっては100㎡)とすること	(告示 第二第 2号八)	地階の床面積合計()㎡ 1階の床面積合計()㎡ 2階の床面積合計()㎡ 3階の床面積合計()㎡ 4階以上の階に宿泊者使用部分がある場合は適宜追加記載すること (上記各階の面積が200㎡超(地階は100㎡超)の場合は以下の と の適合を確認)	
但し、次の に掲げるものにあつては、この限りではない。			
当該階の廊下が3室以下の専用のものであるもの	(告示 第二第 2号八 (1))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	
当該階の廊下(3室以下の専用のもを除く)の幅が、両側に居室がある廊下にあつては1.6m以上、その他の廊下にあつては1.2m以上であるもの	(告示 第二第 2号八 (2))	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	
2階における宿泊者使用部分の床面積の合計			
床面積の合計を300㎡未満とすること	(告示 第二第 2号二)	床面積合計()㎡ (上記面積が300㎡以上の場合は以下の適合を確認)	
但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であるもの		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	
三 宿泊者使用部分を設ける階について			
以下の 又は に該当すること			
3階以上の階に設けないこと		<input type="checkbox"/> 3階以上の階に設置なし <input type="checkbox"/> 3階以上の階に設置あり	
4階以上に宿泊者使用部分を設けず、届出住宅の延べ面積が200㎡未満であり、かつ、次に掲げる基準に適合する場合 (1)建築基準法施行令第110条の5に規定する技術的基準に従つて警報設備を設けている (2)同令第112条第11項に規定する堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分とが、間仕切壁又は同条第19項第2号に規定する構造である戸で区画されている	(告示 第二第 2号ホ)	<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	
但し、次に掲げるものにあつては、この限りではない。			
届出住宅が建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であるもの		<input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合	

上記記載について相違ありません。 (作成年月日) 年 月 日

本書類の作成者	氏名			
	資格	建築士免許の種類	登録番号	
	所属事務所	建築士事務所の名称	登録番号	
		住所		
電話				